

住宅耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について

減額を受けられる要件

・家屋の要件

1. 昭和57年1月1日以前から存在する住宅
2. 現行の耐震基準に適合する住宅(昭和56年6月1日施行の建築基準法)
3. 1戸あたりの耐震改修工事費が50万円を超える住宅
(耐震改修に直接関係のない壁のはり替えなどの費用は含みません)
4. 当該改修工事につき申告書等を提出したもの

減額の対象

- 一戸あたりの床面積が120㎡以下の場合⇒当該家屋の固定資産税額の1/2 ※
一戸あたりの床面積が120㎡を超える場合⇒当該家屋の120㎡分の固定資産税額の1/2 ※
※ 改修により認定長期優良住宅に該当することとなった場合は2/3

耐震工事完了期間

平成25年1月1日～
令和8年3月31日

固定資産税の減額期間

耐震工事完了年の
翌年度から1年度分

減額の適用は、工事完了年の翌年度からになります。

申告の方法

改修工事完了後3ヶ月以内に「耐震改修適合住宅に係る固定資産税の減額に関する申告書」を提出してください。なお、申告の際は、下記の書類を添付してください。

必要書類

1. 耐震基準に適合しているかを証明する書類(増改築等工事証明書)
(建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価期間、住宅瑕疵担保責任保険法人等が発行する証明書)
→証明書の様式等については、[国土交通省ホームページ\(リンク先\)](#) をご参照下さい。
2. 工事領収書(上記の証明書に工事費の記載がある場合は不要です)
耐震改修工事にかかった費用が50万円を超えることを確認する書類です。
- (3. 長期優良住宅の認定通知書の写し(改修により長期優良住宅の認定を受けた場合のみ))

提出先

税務課 固定資産税係